議会運営委員会

柏崎市(視察日:令和6年11月11日)

- ・通年議会について
- 議会図書室について

1 柏崎市の概要

柏崎市は、新潟県の中越地方西端にある日本海に面した市。1940年(昭和15年)、 県内5番目に市制施行。

刈羽郡と柏崎地域広域圏の中心地で、国・県の出先機関も数多く置かれている。また 観光資源として市域の一部は佐渡弥彦米山国定公園に指定されている。

新潟県の海岸沿いのほぼ中央に位置し、米山・黒姫・八石の刈羽三山に囲まれた刈羽平野(柏崎平野)に位置する。中心市街地は砂丘上に発展した。稲作が盛んであり、市街地から離れると田園が広がっている。

人口はR6年9月1日現在、76,592人(34,721世帯)。新潟県内では6番目の人口を擁する。

2 視察目的

柏崎市の「通年議会」及び「議会図書室」について学ぶ

3 視察内容

(1) 通年議会

平成25年(2013年)5月1日から通年会期制を採用している。

会期は5月1日から翌年の4月30日まで。定例会及び随時会議を開く期間を会議期間として、次の議会を開くには休会状態から再開するとして、議長の権限で再開できるので、執行部がいなくても議会が主体的に迅速に会議を開けるメリットがある。

令和3年(2021年)予算決算常任委員会を設置。議員が質疑シートを提出し、 予算決算常任委員会の各分科会作業部会で論点整理を行い、全体会で質疑・審議を行 う。また、決算に関しては施策評価を行い、評価結果を市長に提出している。

(2) 議会図書室

議会図書室は、令和3年(2021年)8月の議長諮問を受け議会運営委員会主導で活用を取り組み、令和4年(2022年)3月に「アクションプラン〜政策立案・質問づくりに資する議会図書室を目指して〜」を策定し、原子力アーカイブコーナーの充実、レファレンス機能(市立図書館との連携)の追加、市民も利用可能など環境整備を図っている。

その他の議会改革として、ペーパーレス化と議員用タブレットの活用については平成28年度(2016年)からタブレット端末を希望する議員から導入、令和2年度(2020年)全議員に導入し、令和3年12月から議案の電子化を行った。

4 所感

通年議会については、議会開会期間が通年になることで議会が活性化し、専決処分も減少するなどの期待もあったが、現実的には国会審議との関係など様々な理由により減少することはないということであった。通年議会導入時は、市執行部の議会準備などの対応もあるためか積極的ではなかったとのことでした。

休会中の再開は、議長の権限でできるので、迅速な対応が出来ることは通年議会の良いところで、これを生かしていければ議会活性化につながるのではないかと考えます。

また、議会図書室については、柏崎市特有の原子力発電関係の図書等はかなり揃っているということでした。

市立図書館とハード面など環境整備での連携ができているとの説明がありましたが、 実際に活用されているかというとあまり活用していないとのことでした。

議員が政策立案に必要な情報は多様で、膨大になると考える。議会図書室の機能として何がどのくらい必要かなど、議論が必要ではないかと考える。

また会派・議員の執務ができる環境確保も、図書室のスペースに限らず検討が必要と 考える。

糸魚川市(視察日:令和6年11月11日)

- ・糸魚川市議会政治倫理規則について
- ・糸魚川市議会ハラスメント防止条例について

1 糸魚川市の概要

糸魚川市は、新潟県最西端、上越地方に位置する市。日本海に面している。糸魚川静岡構造線(フォッサマグナ西端)が通り、日本の東西の境界線上に位置する。

世界有数かつ世界最古のヒスイの産地で、景勝地親不知でも知られる。全域がユネスコ世界ジオパーク(糸魚川ジオパーク)に指定されている。

人口は38,224人(17,028世帯)R6年9月1日現在。

2 視察目的

近年、様々な人権侵害が広く話題になり、規則や条例制定の必要性が議論されている。 小千谷市議会でも、議論を進める時期に来ているのではないかという声もあり、先行議 会の視察を行う。糸魚川市議会政治倫理規則、ハラスメント条例の制定の経緯から導入 後の状況について学ぶ。

3 視察内容

- (1) 制定までの経緯
 - 1) 糸魚川市議会政治倫理規則の制定・改正とハラスメント防止条例の制定の関係
 - ① 平成28 (2016) 年9月21日、議会基本条例制定
 - ② 平成29 (2017) 年3月16日、政治倫理規則の制定
 - ③ 令和3(2021)年12月24日、政治倫理規則の改正案の制定(ハラスメント禁止の追加)
 - ④ 令和4年(2022)年、ハラスメント防止条例制定の検討を開始
- (2) 制定に向けての準備
 - 1)条例制定に向けての準備
 - ① 市外調査(議運)/埼玉県東松山市、愛知県四日市市
 - ② ワーキンググループ(3人)を議運(8人)から結成
 - ③ 地方自治研究機構のサイトでの各自治体の条例の内容や構成を把握
 - ④ 職員・議員向けのアンケートの実施(千葉県柏市のアンケートを参考)
 - ⑤ 条例の文案の原稿を作成(川越市、東松山市、柏市など)
 - ⑥ 議員→議員、議員→職員(一般職・特別職)のハラスメントを対象とした条例
 - ⑦ 条例の構成の調査
 - ア. 前文 イ. 目的 ウ. 定義 エ. 適用範囲 オ. 議員の職務
 - カ. 議長の職務 キ. 公表等 ク. 研修等 ケ. 議長職務の代行
 - コ.被害者のプライバシー等の保護 サ.委任 シ.継続的な検討 ス.附則
 - ※第三者委員会の設置は地方公共団体にはできるが、市議会はできないことがわかり見送った。

- 2) ハラスメント実態調査アンケート
 - ① 参考 千葉県柏市で令和5年4月に行った同様のアンケート
 - ② 対象 全市職員(特別職を含む)・全市議
 - ③ 回答方法 無記名
 - ④ ハラスメント実態調査アンケート

市議からハラスメントを「受けた」ことがある職員 57人(20.9%)市議からハラスメントを「見た」ことがある職員 92人(33.7%)市議からハラスメントを「受けた」ことがある市議 11人(68.8%)

市議からハラスメントを「見た」ことがある市議 11人(68.8%)

- 3) 糸魚川市議会ハラスメント防止条例
 - ① 対応組織の設置(条例第5条第5項)

議長は、ハラスメントの防止及び根絶に関する行動指針を定め、周知徹底を図るとともに、ハラスメントに関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。相談体制は2人以上で対応する。議長・副議長、議運正副委員長。また、議会事務局員も同席する。相談者の意向も十分に配慮する。

② 執行部局の反応

令和6年4月24日、市長より市議会議長へ「糸魚川市議会ハラスメント防止条例の確実な遵守について」という要望書が提出された。

- ア. 条例の確実な遵守(議員と議長の責務)
- イ. 職員向けアンケートの継続的な実施と設問の検討
- 4) 糸魚川市議会ハラスメント防止条例と政治倫理規則との関係について
 - ① ハラスメント防止条例は「しない・させない・見逃さない」を想定したものであり、政治倫理規則は、ハラスメントの防止だけでなく、それ以外の遵守を規定している。
 - ② 政治倫理規則のハラスメント防止を、さらに詳しく規定したものがハラスメント防止条例であり、両者は補完し合う関係である。

4 所感

ハラスメント防止条例が指導・助言・注意・公表に対し、政治倫理規則は警告・誓約書の提出要請・議会の役職停止・辞職勧告・公表となっており、共にハラスメント案件を扱うことができるが、政治倫理規則の方がより重いペナルティを課すことができる。 今後は、両者の整合性に取り組む必要性があり、場合によっては一本化も検討しているとのことであった。

特に、運用規定の整備・検証は極めて重要であり、現在、四日市市、芦屋市の行動指針を参考に検討しているとのことであった。

また、条例制定などの議論を深める上で、導入根拠となるアンケート調査などを通じて実態を把握することが必要である。なお、研修やグループワークなどを議会での勉強会を行うことでアップデートや振り返りをすることが必要であると感じた。

今後は、糸魚川市議会で学んだことを参考に、議論を深めていきたい。